八尾ターミナルホテル宿泊約款

(適用範囲)

第1条

- 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第16条の規定 を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条 の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

- 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (2) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する 暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき、 又はその恐れがあるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に反する行為、又はそれらの恐れがあるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはスタッフに対し、暴力、脅迫、恐喝等の威 圧的な不当要求を行なったとき、又はかつて同等な行為を行なったと認められると き、もしくはそれらの恐れがあるとき。
- (8) 泥酔しているとき、他のお客様その他第三者に迷惑を及ぼす言動をしたとき、又はそれらの恐れのあるとき
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) その他、当ホテルが不適切であると判断したとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後24時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を4時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 第5条各号(1号を除く)に該当したとき
 - (2) 当ホテルスタッフの指示に従わないとき。
 - (3) 当ホテルの許可なく宿泊者以外を入室させたとき。
 - (4) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める 利用規則の禁止事項 (火災予防上必要なものに限る。) に従わないとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を 受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

- 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、第2条に基づく申込事項を登録していただきます。
- 2. 当ホテルのご利用にあたり、本約款等及びその他利用規約等に定めるほか、公的な身分 証明書等の提示によりご本人確認をさせていただく場合があります。
- 3. 日本国内に住所を持たない外国人宿泊者の場合は、氏名、住所、職業等に加え、 パスポート又は在留カードの呈示・コピー、及び国籍・旅券番号が必要となります。

(客室の使用時間)

第9条

- 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、北館及び南館が午後3時から翌朝10時まで、 ウィークリーセブンが午後4時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合に おいては、到着日及び出発日を除き終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には当ホテルが定める料金をお支払いいただきます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に 従っていただきます。

(禁止行為)

第11条

- 1. お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行なってはならないものとします。
- (1) 当ホテルの利用にあたり、虚偽の情報を登録又は提供する行為
- (2) クレジットカード等の決済手段を不正利用して当ホテルを利用する行為
- (3) 第三者の個人情報又は当ホテル会員特典等を不正に取得、又は不正に使用する行為
- (4) 大量に宿泊予約を行ないキャンセルする行為、又はそれに類似する行為
- (5) 正当な理由なく宿泊予約とその取消しを繰り返す行為、又はそれに類似する行為

(料金の支払い)

第12条

- 1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当ホテルの料金表に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わり得る 方法により、宿泊客のご到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただ きます。
- 3. ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合 においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊 客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき 事由によるものでないときは、この限りではありません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第14条

- 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解し たときに限って責任をもって保管し宿泊客がフロントにてチェックインする際お渡しします。
- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた 場合において、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、1週間当ホテルで保 管し、その後は遺失物法に基づいて取り扱いいたします。

(駐車の責任)

第15条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは 場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管 理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第16条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損 害を賠償していただきます。

別表第1 違約金(第6条第2項関係)

契約解除通知を 受けた日		不泊	当日	前日	2~6日前	7~13日前	14~21日前
一般	9名まで	100%	100%	0%	0%	0%	0 %
団体	10名~	100%	100%	50 %	30%	20%	10%

- (注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 - 2. 契約日数が短縮した場合も、上記が適用されます。